

絶縁用防保護具の安全チェックについて

高圧の活線または近接作業に用いられる絶縁用防保護具類は、労働安全衛生規則第351条において定期自主検査が義務付けられています。

(労働安全衛生規則第351条抜粋)

事業者は、絶縁用防保護具等については、六月以内ごとに一回、定期に、その絶縁性能について自主検査を行わなければならない。

事業者は、第一項または第二項の自主検査を行ったときは、これを三年間保存しなければならない。

絶縁用保護具等の検査試験項目

- 電気用安全帽
- 電気用高圧ゴム手袋
- 電気用高圧ゴム長靴
- 電気用絶縁シート
- 電気用絶縁上衣
- 断路器操作用フック棒
- その他(高圧検電器等)



四国電気保安協会では、
充実した機材、習熟した試験員により、
耐圧試験等を的確に行える環境を
整えています。

ぜひ、
お任せください。



お問い合わせ窓口

四国電気保安協会

徳島支部 088-631-2333

愛媛支部 089-943-3751

高知支部 088-883-8861

香川支部 087-821-9611